

医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会 医療機関のウェブサイト等の取扱いについて（概要）

【規制の範囲、あり方】

- 医療機関のウェブサイト等について、広告可能事項が限定されている医療法上の広告として取り扱うこととした場合には、患者が知りたい情報と考えられる、詳細な診療内容等の情報が得られなくなる等、医療情報の提供促進に支障が生じることへの懸念が多く示されていること等を踏まえ、引き続き、現行の医療法上の広告規制の適用対象としないが、適切な情報発信を推進する観点からも認められないような、虚偽・誇大な表示等が規制されないことは適当ではないことから、不適切な表示に対する規制を新たに設けるべき。

【監視・是正体制の強化等】

- 医療機関のウェブサイト等による情報提供の適正化に当たっては、医療法の規制の対象とすることに加え、監視・是正体制を強化し実効性を確保していくことが重要である。このため、都道府県等の地方自治体をまたがる広域的事案等に効率的かつ迅速に対応するための行政権限や情報共有のあり方も含めて検討する必要がある。また、問題の多い領域等に焦点を当てた規制の周知・遵守の徹底、患者・消費者教育を推進していくことが重要である。

（具体的な施策例）

- ・ 新たな規制の内容や違反事例等をガイドライン等において明確化
- ・ 外部委託によりネットパトロール監視体制を構築
- ・ 美容医療団体、プロバイダ等を通じ規制遵守を徹底 等